



特許出願に関わる外国語書面出願の実施規則

(2012・5・28 公告)

第1条 本規則は、特許法(以下、「本法」という)第145条の規定に基づいて定めるものである。

第2条 本法第25条第3項、第106条第3項及び第125条第3項にて外国語書面に関する規定において、その外国語の種類は、アラビア語、英語、フランス語、ドイツ語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語又はスペイン語に限る。

前項における外国語書面は、単一言語を用いるものでなければならない。但し、技術用語については、必要である場合には、その外国語原名を付記することができる。

前2項の規定に違反している場合は、特許主務官庁は、出願人に対し、指定期間内に補完をしようと通知しなければならず、並びに補完した日を以て外国語書面提出日とする。

第3条 一つの特許出願案に対して2つ以上の外国語書面が提出された場合は、最も先に提出されたものを基準にする。若し、後に提出された外国語書面を基準にすると出願人が声明した場合は、後の提出日を外国語書面の提出日とする。

前項における提出日が同日である場合は、特許主務官庁は、出願人に対し、指定期間内に外国語書面を択一しようと通知しなければならず、期限が満了になった時に択一をしなかった場合は、その出願案を受理してはならない。

第4条 発明特許に係わる外国語書面は、明細書、少なくとも1項以上の請求項、必要な図面を備えてなるものでなければならない。

実用新案に係わる外国語書面は、明細書、少なくとも1項以上の請求項及び図面を備えてなるものでなければならない。

設計特許に係わる外国語書面は、明細書及び図面を備えてなるものでなければならない。

第5条 出願人が直接に外国語特許公報又は優先権証明書類を以て、外国語書面の代用としてはならない。

第6条 本規則は、本法の施行日から施行するものとする。